

小規模特別養護老人ホーム「夕凧の郷」

運 営 規 程

(地域密着型介護老人福祉施設事業)

第1章 施設の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人善隣会が開設する小規模特別養護老人ホーム「夕風の郷」(以下、「施設」という。)が行う指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の職員等(以下「職員」という。)が、要介護状態にある入所者(以下、「入所者」という。)に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、要介護状態と認定された入所者に対し、介護保険法の主旨に沿って、入所者の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービスに基づき、可能な限り居宅での生活への復帰を念頭におき、かつ常に入所者の立場に立ってサービスを提供することにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援することを目指すものとする。

2 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 小規模特別養護老人ホーム「夕風の郷」
- (2) 所在地 千葉県南房総市久枝257

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人

施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 医師 1人

入所者の診療・健康管理及び保健衛生指導を行う。

- (3) 生活相談員 1人以上

入所者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行う。

- (4) 介護職員 配置基準を上回る以上の人数
入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (5) 看護職員 (看護師若しくは准看護師) 2人以上
入所者の保健衛生管理及び看護業務を行う。
- (6) 栄養士 1人以上
食事の献立作成、栄養計算、入所者に対する栄養指導等を行う。
- (7) 機能訓練指導員 1人以上
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (8) 介護支援専門員 1人以上
地域密着型施設サービス介護計画の作成等を行う。
- (9) 事務職員 1人以上
必要な事務を行う。
- (10) 調理員 4人以上
献立に従って調理等を行う。

第3章 利用定員

(入所者の定員)

第5条 施設に入所できる入所者の定員は29人とし、災害等やむを得ない場合を除いて、入所定員及び居室の定員を超えて入所することはできない。

第4章 設備及び備品等

(居室)

第6条 施設は、入所者の居室にベッド・枕元灯・ロッカー・ナースコール等を備品として備える。

(静養室)

第7条 施設は、入所者が居室で静養することが一時的に困難な状態の時に使用できる静養室を介護職員室又は看護職員室に隣接して設ける。

(食堂及び機能訓練室)

第8条 施設は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とし、必要な備品類を備える。

(浴室)

第9条 施設は、浴室には入所者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に要

介助者のための特殊浴槽を設ける。

(洗面所及び便所)

第 10 条 施設は、必要に応じて各階各所に洗面所や便所を設ける。

(医務室)

第 11 条 医療法に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設ける。

第 5 章 契約及び運営

(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

第 12 条 施設は、サービス提供の開始に際して、入所申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結する。

(受給資格等の確認)

第 13 条 施設は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができる。

(入退所)

第 14 条 施設は、身体上又は精神上の著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対してサービスを提供する。

- 2 施設は、正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。
- 3 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合や、入所申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 4 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努める。
- 5 施設は、入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入所者が自宅で日常生活を営むことができるか否かを検討する。
検討に当たっては、居宅介護支援事業者及び施設、家族間で協議する。
- 6 施設は、居宅での日常生活が可能と認められる入所者について、本人及びその家族の要望、退所後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退所のための援助を行う。
- 7 施設は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、その他保健サービスや医療サービス及び福祉サービスを提供

する者との密接な連携に努める。

第6章 サービス

(地域密着型施設サービス計画の作成)

第15条 施設の管理者は、介護支援専門員に、地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 地域密着型施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員(以下、「計画作成介護支援専門員」という。)は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える解決すべき課題を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 3 計画作成介護支援専門員は、入所者やその家族の希望及び入所者について把握した課題に基づき、地域密着型施設サービス計画の原案を作成する。原案は、他の職員と協議のうえ作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載する。
- 4 計画作成介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の立案について入所者及び家族に説明し、同意を得る。
- 5 計画作成介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後においても、他の職員との連絡を継続的に行い、地域密着型施設サービス計画の実施状況を把握する。

(サービスの取り扱い方針)

- 第16条 施設は、入所者の要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、入所者の心身の機能の維持、回復を図り、もって入所者の生活機能の維持又は向上を目指し、入所者の意欲を喚起しながら支援する。
- 2 サービスを提供するに当たっては、入所者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行う。
 - 3 施設は、サービスを提供するに当たって、その地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行う。
 - 4 施設は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、サービス提供上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
 - 5 施設は、サービスを提供するに当たって、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束

等を行わない。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

6 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の評価を常に見直すことで改善を図る。
(介護の内容)

第 17 条 介護に当たっては、入所者の心身の状況に応じ、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う。

2 施設は、1 週間に 2 回以上、適切な方法により入所者を入浴させ、または清拭を行う。

3 施設は、入所者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。

4 施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者については、おむつを適切に交換する。

5 施設は、褥瘡が発生しないように適切な介護を行う。

6 施設は、前各項に規定するものの他、離床・着替え・整容等の介護を適切に行う。

7 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。

8 施設は、入所者の負担により、施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第 18 条 食事の提供は、栄養及び入所者の身体状況・嗜好等を考慮したものとし、適切な時間に行う。また、入所者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努める。

2 食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。

(1) 朝食 午前 7 時 30 分から 8 時 30 分

(2) 昼食 午後 0 時 00 分から 1 時 00 分

(3) 夕食 午後 6 時 00 分から 7 時 00 分

(相談及び援助)

第 19 条 施設は、常に入所者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与等)

第 20 条 施設には、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためにレクリエーションの機会を設ける。

2 施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入所者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行する。

3 施設は、常に入所者の家族との連携を図り、入所者と家族の交流等の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第 21 条 入所者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施する。

(健康管理)

第 22 条 施設の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

(入所者の入院期間中の取り扱い)

第 23 条 施設は、入所者が医療機関に入院する必要が生じた場合、入院後おおむね3ヵ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、入所者本人及び家族の希望等を勘案して、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入所できるよう配慮する。

(利用料及びその他の費用)

第 24 条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による利用者負担割合に応じた額とする。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その入所者から利用料の一部として、当該地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から施設に支払われる地域密着型施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

3 施設は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、入所者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

4 施設は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 食事の提供に要する費用 (別紙1のとおり)

(2) 居住費に要する費用 (別紙1のとおり)

(3) 厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な居住の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供に要する費用

(5) 理美容代

(6) その他、特定施設入所生活介護において提供される便宜のうち日常

生活費においても通常必要となるものに係る費用で、入所者が負担することが適当と認められるもの。

- 5 サービスの提供に当たって、入所者又はその家族に対して、サービス内容及び費用について説明し、入所者又はその家族の同意を得る。
(利用料の変更等)

第 25 条 施設は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

- 2 施設は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明、同意を得るものとする。

第 7 章 留意事項

(日課の励行)

第 26 条 入所者は、管理者や医師、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

(面会時間と消灯時間)

第 27 条 面会時間は、原則 8 時 30 分～20 時 30 分までとする。また、消灯時間は、21 時 30 分とする。

(喫煙)

第 28 条 喫煙は、施設内の所定の場所に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁煙に協力を頂くこととする。

(飲酒)

第 29 条 飲酒は、施設内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒に協力を頂くこととする。

(外出及び外泊)

第 30 条 入所者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出る。

(健康保持)

第 31 条 入所者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は、特別の理由がない限り受診しなければならない。

(衛生保持)

第 32 条 入所者は、生活環境の保全のため、施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に協力を頂くこととする。

(禁止行為)

第 33 条 入所者は、施設で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(入所者に関する市町村への通知)

第 34 条 入所者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第 8 章 職員の服務規程と質の確保

(職員の服務規程)

第 35 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に以下の事項に留意する。

- (1) 入所者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- (3) お互い協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

(衛生管理)

第 36 条 職員は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

- 2 感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じる。
- 3 感染症または食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を 1 月に 1 回程度、定期的で開催するとともに、指針を整備し、定期的研修を行い（年 2 回以上）、介護職員その他の職員に周知徹底を図ることとする。

(職員の質の確保)

第 37 条 施設は、職員の資質向上のために、研修の機会を次のとおりとする。

- (1) 新規採用職員研修 年2回
 - (2) 職種別・職階別・経験年数別研修 年2回
- (個人情報保護)

第38条 施設及び職員は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。

- 2 施設は、職員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 施設は、関係機関、医療機関等に対して、入所者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入所者の同意を得る。
- 4 施設は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合入所者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。
- 5 施設は、個人情報の保護に係る規程を公表する。

第9章 緊急時、非常時の対応

(緊急時の対応)

第39条 職員は、入所者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負う。

(事故発生時の対応)

第40条 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等措置を講じ、速やかに市町村及び入所者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議する。

- 2 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかすることとする。ただし、施設及び職員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。
- 3 事故発生の防止のための委員会を設置し、指針に基づき、安全管理の徹底を行い、定期的（年2回以上）に施設内職員研修を実施する。

(非常災害対策)

第41条 施設は、非常災害時においては、入所者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、入所者及び職員に対し周知徹底を図るため、年3回以上避難、その他必要な訓練等を実施する。

第10章 その他

(地域との連携)

第42条 施設の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努める。

(勤務体制等)

第43条 施設は、入所者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の体制を定める。

2 入所者に対するサービスの提供は、施設の職員によって行うものとする。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 施設は、職員の資質向上のための研修の機会を設ける。

(記録の整備)

第44条 施設は、職員・設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 施設は、入所者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第45条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 施設は、サービス提供中に、職員又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(苦情処理)

第46条 施設は、入所者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じる。

2 施設は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、入所者からの苦情に関する調査の協力をする。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告するものとする。

3 施設は、サービスに関する入所者からの苦情に関して、千葉県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、千葉県国民健康保険団体

連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告するものとする。

(掲示)

第 47 条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示するものとする。

(協力病院等)

第 48 条 施設は、入院等の治療を必要とする入所者のために、あらかじめ協力病院を定める。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 49 条 施設及び職員は、居宅介護支援事業者又はその職員に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

2 施設及び職員は、居宅介護支援事業者又はその職員から、施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(その他)

第 50 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人善隣会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。